

第3 総論

- I 基本目標
- II 基本方針と施策の視点
- III 施策体系

I 計画の基本目標

国に先行して人口減少社会を迎えるなど、本県の少子高齢化の急速な進行は、地域の社会・経済に大きな影響を及ぼしています。

少子化の流れを少しでも変えるには、子育てを社会がもっと評価し、次代を担う子どもやその家庭を社会全体で応援し、子育てに夢や希望、喜びを感じられるような社会を形成していく必要があります。

少子化と次世代育成支援をすべての人が自分の問題としてとらえ、その置かれた状況に応じて役割を果たしていく必要があります。

このため、行政、家庭、学校、地域社会、企業、関係団体など社会全体が一体となって次世代育成支援に参加することによって、次代の担い手となる子どもたちが健やかに育つよう「安心して子どもを産み育てることができる環境づくり」を推進し、「子育てをみんなで支えるかがわ」の実現を目指します。

【基本目標】

安心して子どもを

産み育てることができる環境づくり

～ 子育てをみんなで支えるかがわ ～

II 基本方針と施策の視点

次の3つの基本方針のもとに、総合的、計画的に次世代育成支援施策の推進を図ります。

基本方針1 みんなが次世代育成支援に参加するかがわづくり

【施策の視点】 少子化対応の視点

子育てを未来の人づくりとして社会がもっと評価し、次代を担う子どもとその家庭を社会全体で支援していくことが必要です。

地域の子育て力を再生し、地域全体で子育て支援を推進することが必要です。
子育てバリアフリーなど子育てにやさしい安心・安全なまちづくりが必要です。

基本方針2 安心してゆとりをもって子育てできるかがわづくり

【施策の視点】 子育ての視点

家庭の子育て力を高めるため、親自身の育ちを促す支援や安心して子育てできる環境づくりが必要です。

働きながら子育てしやすい環境づくりを推進することが必要です。
子育て家庭の経済的負担の軽減に努めることが必要です。

基本方針3 子どもが健やかに育つかがわづくり

【施策の視点】 子育て(子どもの育ち)の視点

子どもが確かな学力と豊かな人間性、健康や体力などの生きる力を身につけ、健やかに成長できるよう支援することが必要です。

若い世代が社会的・経済的に自立し、次代を育む親となれるよう支援していくことが必要です。

Ⅲ 施策体系

計画の基本目標を実現するため、基本方針に基づき、次の施策を推進します。

| 基本方針 | 施策の方向 | 具体的施策 |
|---|-------------------------------------|---|
| Ⅰ みんなが次世代育成支援に参加するかがわづくり | 1 地域における子育て支援の充実 | (1)社会全体での子育て支援ネットワークの充実 重点推進施策 1 |
| | | (2)相談・援助体制の充実 |
| | | (3)地域におけるきめ細かい子育て支援サービスの充実 重点推進施策 2 |
| | 2 子育て家庭にやさしい生活環境の整備 | (1)子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり |
| | | (2)ゆとりとうるおいのある生活環境の整備 |
| | | (3)子どもの安全を確保するための活動の推進 |
| (4)子どもを取り巻く有害環境対策の推進 重点推進施策 3 | | |
| Ⅱ 安心してゆとりをもって子育てできるかがわづくり | 1 すこやか親子支援の推進 | (1)安心できる母子保健医療体制の充実 |
| | | (2)妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保と不妊への支援 |
| | | (3)子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進 重点推進施策 4 |
| | 2 仕事と生活の両立支援 | (1)多様な働き方の実現と働き方の見直し |
| | | (2)育児休業を取得しやすい環境の整備 |
| | | (3)働きながら子育てをしやすい環境の整備 重点推進施策 5 |
| | | (4)就労形態の多様化等に対応した保育サービスの充実 重点推進施策 6 |
| | 3 子育てに伴う経済的負担の軽減 | (1)子育て費用に対する社会的支援 重点推進施策 7 |
| | | (2)保育料や教育費の負担軽減 |
| Ⅲ 子どもが健やかに育つかがわづくり | 1 能力・個性を伸ばす教育と若者の自立支援 | (1)確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進 |
| | | (2)家庭教育への支援の充実 |
| | | (3)地域の教育力の向上 |
| | | (4)若者の社会的・経済的自立の支援 重点推進施策 8 |
| | 2 特別な支援を必要とする子どもや家庭の自立の促進 | (1)児童虐待防止対策の推進 重点推進施策 9 |
| | | (2)社会的養護体制の充実 重点推進施策 10 |
| | | (3)障害のある子どもやひとり親家庭の子どもに対する支援 |
| | | (4)子どもの権利の尊重 |